

くらしの110番 あやしい副業サイトに注意!

【事例1】 ネットで「副業、無料」と検索し、ランキング上位のサイトに登録した。業者から直接メッセージが送られてきて、2万円の電子ガイドブックを勧められ購入した。さらに、後日業者から電話があり、FX自動売買アプリと運用サポートなど計100万円の契約を勧められた。お金がないと言ったが、消費者金融で借りよう指南され、断り切れずに借りて支払ってしまった。もうけはなく借金が残った。

【事例2】 SNSの「相談に乗るだけで稼げる副業」の広告に興味を持ち、サイトに登録した。メールで悩みを聞き報酬をもらおうとすると、振り込みの手数料などとしてサイト内のポイントを何度も買わせる。しかし、一向に報酬がもらえない。

「簡単にもうかる副業」といったSNSの広告や、自ら検索したことをきっかけに副業サイトに登録したところ、金銭を得るところが高額な商品やサービスなどの購入を迫られた、支払いをしてしまったという相談が寄せられています。また、被害を回復しようとネットで検索した相談機関に相談したが、高額な請求をされたという二次的なトラブルもあります。

【消費者へのアドバイス】

- ① サイト登録や業者と連絡を取る前に企業情報や評判を確認し、少しでも不審に感じたら、登録や連絡することをやめましょう。
- ② 口頭でも契約は成立します。トラブルのもとになるので安易に「いいですね」などの返答はやめましょう。
- ③ トラブルにあった場合は、すぐに消費生活センターに相談しましょう。クーリング・オフが可能な場合があります。

問 八潮市消費生活センター (受付は商工観光課) ☎048-336、埼玉県消費生活支援センター川口 ☎048-261-0999

法律相談コラム 法律相談などで多い事例とそのアドバイス

障がい者に対する事業者の配慮の義務

質問 私は事故で脊椎を損傷し車いすで生活しています。喫茶店に入ろうとしたら、車いすを理由に「混雑時間帯は遠慮してください」と入店を断られました。合法ですか。

回答 お店の入り口の段差が車いすだと乗り越えにくい場合に、店員さんに手伝いをお願いすることは認められますか。

民法の契約自由の原則によれば、お店がお客を選ぶのは自由です。しかし、健常者のお客は混雑時も無条件に受け入れるのに障がい者だけ拒絶するのは、障がいを理由とする差別であり、平等原則に反し、障がいがある人の人格を傷つけ、社会参加を困難にします。

そこで障害者差別解消法が2016年4月から施行され、民間事業者にも一定の義務が定められています。

まず、事業者が、障がいを理由として「不当な差別的取扱い」を行うことは禁止されました。質問の例で、車いすを理由に入店自体を拒否することは、正当な理由がない限り「差別的取扱い」にあたり、お店側の法的責任が生じる場合もあると考えます。他にも、障がいを理由に入学試験の受験を断る、不動産仲介業者が「障がい者向け物件はない」として紹介を断る、介助者が一緒にないと入店を断るなどは、いずれも「差別的取扱い」の典型例と考えられます。

また同法は、事業者は「実施に伴う負担が過重でない」場合、本人の求めに応じてバリア除去のために「合理的配慮」をするよう努めなければならないとしています。車いすの例で、店員さんが段差で介助する、高いところのメニュー表をとって手渡すなどは、「合理的配慮」にあたると考えられます。努力義務であり、事業者は合理的配慮を提供しなくても直ちに違法の評価を受けるわけではありませんが、提供の努力をすることが法律の趣旨にかなうと言えます。

問 埼玉弁護士会越谷支部 ☎962-1188 北川浩司 (弁護士)

6月各種無料相談

☎996-2111

市外局番(048)をつけておかけください。

※来庁(館・所)による相談は、中止や電話での相談になる場合がありますので、事前に各担当課へお問い合わせください。



① 法律相談 問 秘書広報課 ☎0373
法律上の諸問題についての相談(弁護士が対応) ※2日前の水曜日午前9時から電話予約
日 毎週金曜日 午後1時20分~4時
場 市民相談室 定 8人(電話による事前予約制)

② 税理士相談 問 秘書広報課 ☎0373
相続税など税金全般についての相談 ※5月22日(月)午前9時から電話予約
日 6月5日(月) 午後1時~4時
場 市民相談室 定 6人(電話による事前予約制)

③ 不動産相談 問 秘書広報課 ☎0373
土地・建物の売買、賃貸や空き家の利活用など、不動産取引全般についての相談(宅地建物取引士が対応)
日 6月12日(月) 午後1時~4時
6月26日(月) 午前9時~正午
場 市民相談室

④ 暮らしの相談 問 秘書広報課 ☎0373
日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談(行政相談委員が対応)
日 6月14日(水) 午後1時30分~3時30分
場 市民相談室

⑤ 行政書士相談 問 秘書広報課 ☎0373
紛争のおそれのない相続・遺言などの書類作成および官公庁へ提出する書類・申請書の作成などについての相談
日 6月19日(月) 午後1時~4時
場 市民相談室

⑥ 司法書士相談 問 秘書広報課 ☎0373
土地・建物の所有権移転登記、相続登記などについての相談 ※6月1日(水)午前9時から電話予約
日 6月15日(木) 午後1時~4時
場 市民相談室 定 6人(電話による事前予約制)

⑦ DV相談 問 子ども家庭支援課 ☎0246
DV被害(配偶者からの暴力)について電話・面談による相談(女性相談員が対応)
日 毎週月・金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時
※面談の場合は要予約 ☎996-3955(DV相談支援室専用電話)

⑧ 女性相談 問 子ども家庭支援課 ☎0246
夫婦関係などさまざまな悩みごとについて、心理士やカウンセラーが心の整理をお手伝いします(女性限定)
日 毎週火~木曜日 午前10時15分~午後0時30分 午後1時30分~3時45分
場 駅前出張所内相談室 定 4人(電話による事前予約制)

⑨ 人権相談 問 人権・男女共同参画課 ☎0811
不当な差別や偏見、プライバシーの侵害など人権に係るさまざまな悩みについての相談(人権擁護委員が対応)
日 6月8日(水) 午後1時~4時
場 市民相談室

⑩ 心配ごと相談 問 社会福祉協議会 ☎995-3636
日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談(心配ごと相談員が対応)
日 6月7日(水)・21日(水) 午後1時~4時
場 身体障害者福祉センターやすらぎ ☎998-7616 (心配ごと相談専用電話)

⑪ 生活困窮者自立相談 問 社会福祉課 ☎0493
経済的な問題などの心配ごとについての相談(生活困窮者自立相談支援員が対応)
日 毎週月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分
場 社会福祉課 ☎949-6317 (生活困窮者自立相談支援専用電話)

⑫ こころの健康相談 問 保健センター ☎995-3381
不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が対応)
日 6月5日(月) 午後1時~2時30分
場 保健センター 定 2人(電話による事前予約制)

⑬ 消費生活相談 問 商工観光課 ☎0336
悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談(消費生活相談員が対応)
日 毎週月~金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時
場 消費生活センター ※受付は商工観光課

⑭ 内職相談 問 商工観光課 ☎0274
内職の求人、求職のあっせん、および相談(内職相談員が対応)
日 毎週火曜日 午前10時~正午 午後1時~3時30分
場 市民相談室

⑮ 若年者就職相談 問 ゆまにて ☎996-0123
若年者(おおむね40歳未満、学生など)の就職、転職、職業能力などについての相談(キャリアカウンセラーが対応)
日 6月7日(水)・21日(水) 午前10時~正午 午後1時~4時
場 ゆまにて 定 5人(電話による事前予約制)

⑯ 教育相談 問 教育相談所 ☎995-0077
児童・生徒の言動やいじめ・不登校などの教育に関する相談(専任教育相談員・臨床心理士が対応)
日 毎週月~金曜日 午前9時30分~正午 午後1時~4時
場 教育相談所(八條小学校西隣)

⑰ 家庭児童相談 問 子ども家庭支援課 ☎0472
子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談(家庭児童相談員が対応)
日 毎週月~金曜日 午前9時~正午 午後1時~4時
場 家庭児童相談室

⑱ 子育てコーディネーター 問 子育てほっとステーション ☎951-0229
就学前のお子さんの子育て関連情報の提供や子育ての不安・悩みごとを窓口または電話で相談
日 毎週月~金曜日 午前10時~午後4時
場 やしお子育てほっとステーション

⑲ 休日・夜間納税相談 問 納税課 ☎0330
市税・国民健康保険税の納付についての相談
日 6月4日(日) 午前9時~午後4時 毎週木曜日 午後5時15分~7時
場 納税課

〈広告欄〉

広告募集

「広報やしお」へ掲載する広告を募集しています。詳しくは、秘書広報課(☎0423)へお問い合わせください。